

前納報奨金制度が改正になりました

平成十七年度課税分から適用されます

前納報奨金とは

市県民税と固定資産税について、第一期の納期内に一年分の税金を全期納付した場合に、報奨金として納税者に交付されるものです。実際には、金融機関で納付する際や口座振替の際に、年税額から前納報奨金を差し引いた額を納めていただいています。

この制度は、納税者の納税意識の高揚、早期財源確保および金利面の考慮などを目的として、昭和二十五年に全国的に創設されました。

改正の理由

前納報奨金の適用が市県民税の普通徴収（納付書で納める方）と固定資産税に限定されておられ、税負担の公平性確保といった観点から不公平感

があると指摘されています。

また、不況の長期化やデフレの影響で、市税も年々減少し、財源確保も大変厳しい時代になってきています。

このため、土岐市新行政改革大綱実施計画に基づいて、前納報奨金について検討した結果、長年にわたる皆さんのご協力により、当初の目的は

おおむね達成されていることや、税負担の公平性確保といった観点から、平成十七年度課税分より交付率などを次のように改正することとなりました（平成十六年十二月市議会で議決）ので、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、税務課納税係（内線180）へどうぞ

改正の内容

	改正前	改正後
交付率	0.5%	0.25%
期別税額の上限	300,000円	100,000円

例

固定資産税の年税額が500,000円、第2期～第4期に納めるべき額がそれぞれ125,000円の場合

改正前

$125,000円 \times 0.5\% \times 18カ月 = 11,250円$

改正後

$100,000円 \times 0.25\% \times 18カ月 = 4,500円$

（市県民税の場合は、前納する月数を10カ月で計算します。）

税務署からのお知らせ

e-Taxがますます便利になりました

自宅または事業所から、インターネットを利用して申告・納税ができる国税電子申告・納税システム（e-Tax）が、ますます便利になりました。



受付時間を拡大しました

①通常期

月曜日～金曜日（祝日などを除く。）

午前9時～午後9時

②確定申告期

平成17年 2月16日（水）～ 3月15日（火）

月曜日～金曜日 午前9時～午後11時

日曜日 午前9時～午後9時

申告などのデータの作成は、e-Taxソフトなどを利用して、24時間、365日いつでも行うことができます。

利用できる手続きが大幅に増えました

所得税確定申告書以外にも国税に関する手続きのほとんどが、e-Taxで利用できます。

e-Taxのご利用に当たっては、電子申告・納税等開始届出書を所轄税務署に提出していただく必要があります。平成16年分の所得税申告書をe-Taxで提出される場合は、開始届出書をできるだけ今月末までに提出してください。

詳しくは、多治見税務署（☎20101）へどうぞ。